

都留市告示 95 号

地方税法（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号）第 410 条第 1 項の規定により決定した令和 8 年度の固定資産の価格等について、同法 411 条第 1 項の規定により、固定資産課税台帳に登録した。

令和 8 年 4 月 1 日

都留市長 日 向 美 徳